

○石川県警察工事成績評定評価委員会に関する要綱の制定について

〔平成22年3月5日会甲達第7号〕
警察本部長から部課署長あて

工事成績評定の適正化を図るため、別添「石川県警察工事成績評定評価委員会に関する要綱」を定めたので、遺漏のないようにされたい。

別添

石川県警察工事成績評定評価委員会に関する要綱

(趣 旨)

第1 この要綱は、石川県警察工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(委員会の事務)

第2 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 石川県警察本部警務部会計課が契約した工事で石川県警察工事成績評定要領に基づき通知された評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答
- (2) 工事成績評定の通知に係る事項（評定の修正を含む。）
- (3) その他工事成績評定の運用に係る事項

(委員会の委員及び組織)

第3 委員会は、警務部会計課の調査官以上の職員、営繕補佐、管財補佐及びその他委員長が必要と認める者で構成する。

2 委員長は、警務部会計課長とする。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の召集)

第4 委員会は、委員長が召集する。

(委員会の庶務)

第5 委員会の庶務は、会計課管財係が行う。